

金ケ崎町告示第108号

金ケ崎町企業主導型保育施設利用支援補助金交付要綱（平成29年金ケ崎町告示第113号）の一部を次のように改正する。

平成30年8月21日

金ケ崎町長 高橋 由一

改正後	改正前
<p>(補助金の交付対象者)</p> <p>第3 補助金の交付を受けることができる者は、企業主導型保育施設を利用している児童（0歳児、1歳児及び2歳児に限る。）の保護者（以下「交付対象者」という。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>町税、上下水道使用料、学校給食費、認可幼稚園の保育料、認可保育所の保育料及び企業主導型保育施設の保育料を滞納していないこと。</u></p>	<p>(補助金の交付対象者)</p> <p>第3 補助金の交付を受けることができる者は、企業主導型保育施設を利用している児童（0歳児、1歳児及び2歳児に限る。）の保護者（以下「交付対象者」という。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 町税、認可保育所の保育料及び企業主導型保育施設の保育料を滞納していないこと。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	